

令和5年度 第3回
富士市都市計画審議会会議録

令和6年3月27日(水)
富士市庁舎10階 全員協議会室

1 開催日時

令和6年3月27日（水）午後2時から3時まで

2 会場

富士市庁舎 10階 全員協議会室

3 出席委員 13人

- (1) 第1号委員 長橋 房良、小林 武司、亀井 暁子、大山 勲
- (2) 第2号委員 太田 康彦、笠井 浩、井出 晴美、鈴木 幸司、藤田 哲哉
- (3) 第3号委員 （代理）太田 智久、（代理）望月 良英、（代理）谷川 潤一郎、
遠藤 晃

4 欠席委員 2人

- (1) 第1号委員 浅見 祐司、渡邊 孝

5 説明部署、事務局等の職員

(1) 都市整備部

部長 中田 浩生

(2) 都市計画課

課長 野毛 史隆、調整主幹 大場 亜紀子、主幹 小泉 達也、大野 和也

担当 佐野 晴敏、金指 拓真、菊池 将平

廃棄物対策課

課長 佐野 琢哉、統括主幹 鈴木 航司

担当 山田 裕貴

みどりの課

課長 勝亦 孝行、統括主幹 勝又 将二郎、主幹 村上 修一

担当 本岡 俊亮

6 議題

審第1号 岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の
変更について（富士市決定）

報告案件 富士市都市計画公園見直し検証について

(午後 2 時 開会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、令和 5 年度第 3 回富士市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本審議会事務局であります、都市計画課の大野と申します。よろしくお願いたします。

それでは、会議に入る前に、本日の傍聴の取扱いですが、富士市審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、公開での開催といたします。

議事録につきましても公開となっており、市のウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承下さい。

次に、本日の欠席、代理出席についてご報告いたします。

第 1 号委員の浅見祐司委員、第 1 号委員の渡邊孝委員、第 3 号委員の大塚義則委員、第 3 号委員の西室康二委員、第 3 号委員の楠ヶ谷良巳委員から、欠席のご連絡をいただいております。

なお、富士市都市計画審議会運営要領第 5 条において、「行政機関の職員のうちから任命された委員が会議に出席できないときは、その職務を代理する者が議事に参与し、採決に加わることができる」としています。

この規定により、富士土木事務所所長大塚委員の代理として都市計画課課長の太田智久様、また、富士農林事務所所長西室委員の代理として農山村整備部部長の望月良英様、富士警察署署長楠ヶ谷委員の代理として、富士警察署交通課課長の谷川潤一郎様にご出席いただいております。

事務局

これにより、本日の出席委員は 13 人となり、過半数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、次第 2、市長挨拶です。

小長井市長、お願いいたします。

小長井市長

本日は大変お忙しい中、令和 5 年度第 3 回富士市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃から本市の都市づくりの推進に格別のご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日もご審議をお願いいたします案件は、岳南広域都市計画ごみ焼却場の変更についてであります。

富士市ごみ焼却場につきましては、令和 2 年に完成した、富士市新環境クリーンセンターの供用開始に伴い、稼働を停止しております。今後も再稼働が見込まれないことから、都市計画の変更を行うものであります。

その他、報告案件として、富士市都市計画公園見直し検証についての報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、次第 3、付議を行います。

大山会長、小長井市長、会長席の前へお願いいたします。

小長井市長

富士市都市計画審議会会長、大山勲様。

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり審議会に付議いたします。

審第1号岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について（富士市決定）

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局

申し訳ございませんが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、次第4、審議案件及び報告案件です。

富士市都市計画審議会条例施行規則第3条により、「会長は、会議の議長となる」と規定されておりますので、議事進行を会長にお願いいたします。

大山会長、よろしく願いいたします。

大山会長

皆様こんにちは、議長を務めさせていただきます大山です。

よろしく願いいたします。

まず、会議録署名人を指名させていただきます。

小林委員、鈴木委員のお二人にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、審議案件について、議事を進めます。

本日は1件の審議案件がございます。

審第1号岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課

野毛課長

都市計画課の野毛です。よろしくお願いいたします。

それでは、審第1号についてご説明いたしますので、議案書の3ページをお願いいたします。

岳南広域都市計画ごみ焼却場について、次のように変更するものであります。変更内容といたしましては、岳南広域都市計画ごみ焼却場中、1号富士市ごみ焼却場を廃止するものであります。

5ページをお願いいたします。

変更理由です。富士市ごみ焼却場は、昭和41年に富士市、吉原市、鷹岡町が合併したことを受け、環境衛生の向上を図るとともに、廃棄物の輸送及び施設運営の効率性を高める観点から広域処理を行うため、昭和54年に都市計画を決定し、一部の変更を経て現在に至っています。この間、適切な補修や改良等による施設の維持管理を行ってまいりましたが、ごみ分別品目の増加による保管、選別施設の不足、さらに施設の老朽化が顕在化してきたため、富士市ごみ焼却場の更新は極めて緊急性の高い課題でありました。

このような中、一般廃棄物を適正に処理するとともに、資源の循環的利用を推進し、良好な都市環境を確保することを目的に、新たに建設した富士市新環境クリーンセンターが令和2年に供用を開始いたしました。これに伴い、富士市ごみ焼却場は稼働を停止しており、今後も再稼働が見込まれないことから、本案のとおり廃止するものであります。

次の6ページは、変更概要になりますので、お目通し願います。

7ページ、8ページをお願いいたします。

位置図・拡大図になりますが、今回の廃止により焼却場の都市計画区域は削除されることになります。

都市計画課
野毛課長

9 ページをお願いいたします。

変更に係る経緯です。1 説明会等の開催状況についてであります
が、説明会は、昨年、10 月 17 日の 15 時と 19 時の 2 回開催し、計
2 人の方に参加いただきました。公聴会は 11 月 27 日に予定してお
りましたが、公述の申し出がなかったため、開催していません。

2 変更案に関する縦覧状況についてであります
が、
今年の 2 月 15 日から 29 日まで、本市都市計画課において、案の
縦覧を行いました。

縦覧者は 2 人で、意見書の提出はありませんでした。

審第 1 号の説明は以上になります。

私からの説明は以上であります
が、担当から補足説明をさせていただきます。

都市計画課
佐野

都市計画課の佐野です。

私からは、審議案件について、5 分程度の補足説明をいたします。

A 3 用紙の資料 1、1 号富士市ごみ焼却場（旧環境クリーンセン
ター）の廃止に伴う都市計画の変更（廃止）についてをご覧ください。

まず、1 変更の理由について、ご説明いたします。

背景といたしまして、本市の市街化調整区域に位置する岳南広域
都市計画ごみ焼却場 1 号富士市ごみ焼却場（旧環境クリーンセンタ
ー）は、昭和 54 年 8 月 18 日に都市計画決定し、昭和 61 年 9 月に
完成しました。

以降、30 年以上にわたり、ごみ焼却場として稼働してきました
が、令和 2 年 10 月に新環境クリーンセンターが供用を開始したこ
とに伴い、稼働を停止したため、都市計画決定を変更（廃止）いた
します。

都市計画課
佐野

2 変更する都市計画とはについて、決定概要です。

都市計画決定しているごみ焼却場は、表の通り 2 施設あります。
今回の対象施設としては、1 号富士市ごみ焼却場となります。

計画決定は面積 1.85 ヘクタール、処理能力は 1 時間当たり 300
トン、当初決定は昭和 54 年 8 月 18 日、市告 65 号です。

当初決定理由としては、富士市のごみ焼却施設は五貫島地区（50
トン）と大淵地区（180 トン）に分散していますが、これを大淵地
区に統合し、ごみ焼却の効率化をはかるものとなっています。

決定位置は、富士市総合運動公園南側となっています。

資料右側に移りまして、3 都市計画変更のスケジュールについて
です。これまで、説明会、原案の縦覧等を経て、本日富士市都市計
画審議会に付議し、令和 6 年 4 月頃に都市計画の告示（変更の決定）
を行う予定です。

4 現地の状況についてです。

左側が稼働時の建物状況写真、右側が現状です。解体工事が終わ
り、更地となり、総合運動公園の駐車場として利用しています。

補足説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

大山会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見がございましたら、お願
いいたします。

新環境クリーンセンターが稼働し、現在は公園の駐車場として暫
定的に利用しているということで、この場所も他の理由があれば、
土地利用方法を考えていくということになると思います。

大山会長

それでは、質疑、ご意見を終了とし、お諮りいたします。

審第1号岳南広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について、原案どおりで異存がないと思われま

す。本案件について、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

ご異議ありませんので、原案どおりといたします。

続きまして、報告案件の富士市都市計画公園見直し検証について、事務局よりご説明をお願いします。

こちらについては、昨年3月の都市計画審議会で、ガイドラインを策定したという説明がありました。その際に、今後検証するにあたり、途中経過を報告して欲しいという意見を受けまして今回、報告させていただきます。

みどりの課

みどりの課の村上と申します。

村上主幹

私からは、都市計画公園見直し検証について、検証の結果と今後の進め方のご報告をいたします。前面のスライドをご覧ください。

はじめに、本日の説明概要です。

1 都市計画公園見直しとはです。令和3年度、4年度の2か年をかけ、見直しを進めるためのガイドラインを策定してまいりましたが、検証の報告に先立ち、ガイドラインの内容を少なぞるような形となりますが、背景や目的、見直しの視点や進め方について触れていきます。

2 都市計画公園見直しガイドラインに基づく検証についてです。ガイドラインでは、検証を大きく前半、後半に分けております。主

に前半にあたる部分では検証を4つ設定しており、後半には個別調査を設定しております。

この前半にあたる検証の方法と、その結果についてご報告し、続く3個別調査を踏まえた見直しの方向性では、後半の個別調査とその結果についてご報告いたします。

最後に、今後の進め方についてご説明させていただきます。

検証の概要です。後で説明を加えて行きますので、ここでは数の推移に触れることとします。現在、未着手区域を含む都市計画公園が34公園あります。上の段は、ガイドラインに定めた見直し対象の定義によるものですが、34公園のうち27公園が見直しの対象となります。

中段です。先ほど申しました検証の前半にあたりますが、27公園のうち23公園を見直し対象（案）とし、個別調査に進みました。

下段が、後半の個別調査による検証ですが、23公園から優先して廃止を進める候補を、案として8公園抽出しました。

それでは、資料に沿って進めてまいります。

1 都市計画公園見直し検証とはです。

見直し検証の背景・目的です。公園は主に、レクリエーション、防災、環境保全、景観形成といった役割を果たします。このような公園施設を、都市づくりの計画段階から、まちの中やその周辺に配置するよう定めたものが、都市計画公園です。その成り立ちから都市計画公園と呼称しておりますが、整備を行い、市民に公園として供用されますと、地区からの要望など、都市計画によらず設置されたものと同じく、都市公園として管理がなされます。

現在の状況です。富士市の都市計画に定められた公園は73箇所、面積にして612.1ヘクタールが計画決定されておりますが、そのう

みどりの課
村上主幹

ちの 34 箇所にて整備の未着手、未完成が見られ、都市計画決定から 40 年以上を経過している箇所が多くを占めております。

名称や見直し対象の定義です。計画決定区域について、整備率が 0 パーセント、全域が未着手であるものを未着手都市計画公園・緑地、部分的な整備は進んでおりますが 100 パーセントの完成ではなく、一部に未着手区域を残すものを、未完都市計画公園・緑地としました。

これらが 34 箇所ありますが、見直しを行うにあたり、整備率が既に 80 パーセントを超えているものと、県が整備を進める静岡県富士山こどもの国を除くこととしており、これらが 7 箇所ありますので、見直し対象は 27 公園となります。

見直し対象、27 公園の配置です。赤色が未着手、緑色が未完成の都市計画公園を示しております。

見直しの必要性です。都市計画決定から長期間を経ており、取り巻く環境変化の度合いが大きくなっております。市や国の施策、財政状況、市民ニーズ、市民への影響の変化から、客観的かつ合理的な検証に基づく見直しが必要となりました。そのため、令和 3 年度より見直しのためのガイドライン策定に取り組み、4 つの見直しの視点を設定しました。

1 立地する地域のために公園が担う、基本的機能を踏まえること。2 立地する地域の現状を的確に捉えること。3 公園整備の実現性に配慮すること。4 市民の意向を踏まえた見直しです。この視点から検討を進め、フローチャートを設定しました。検証 1 から 4 の振り分けフローとし、これを経た案として、現決定を維持するのか、次の見直しに進むのかを分けていきます。そして後半の個別調査に進んで行く流れとなります。

みどりの課
村上主幹

2 都市計画公園見直しガイドラインに基づく検証です。

先ほどのフローの前半を見てまいります。

検証 1 目指す将来都市像との整合です。市の将来都市像を描き、これに導く上位計画の中に、具体的に位置付けられた公園であるかを検証しました。具体的な位置付けがあるものは、将来都市像の実現のためにも必要性が高いとし、現決定の維持（案）とします。

この検証により、原田公園、比奈公園、富士川左岸緑地、富士川右岸緑地の 4 公園を、現決定の維持（案）とし、残る 23 公園が次の検証に進みます。

検証 2 基本的な役割と既存ストック活用です。公園に求められる基本的な役割から必要性の高さや、代替施設の有無について検証しました。都市計画においても決定公園に種別を定めておりますが、種類により求められる役割が異なることから、住区基幹公園を検証 2-1 とし、必要性と代替性を検証しております。

まず、必要性のうち、レクリエーションの役割についてですが、他の公園の誘致圏との重複を確認し、その距離が離れることで重なりが面積の 50 パーセント未満となるもの、また、人口が多く利用者が多く見込まれる場合には、レクリエーション機能の配置が必要である、つまり、必要性があると判断をします。

また、防災の役割では、緑の基本計画に示す区域と重ね、延焼危険度の高い地域に立地する場合には、必要性があると判断をします。

次に、代替性の検証ですが、代替機能としてレクリエーション、防災両方の役割を持つ開設済み公園や、広場などを確認しております。観点に示す、一定数以下である場合には、代替性がない、つまり、計画を残す方向の判定となります。これらを合せて評価を行い、必要性があり、代替性がないものは、次の検証へ進み、その他の場合には、見直し対象（案）とします。

みどりの課
村上主幹

こちらは香梅公園の例です。必要性のうち、レクリエーションの役割を検証するにあたり、他の公園の誘致圏を重ねております。誘致圏の重複が 80 パーセントを超えており、また、誘致圏内の人口密度では 1 ヘクタールあたり 40 人以下となりますので、検証の観点から、この項目における必要性は低いと判定します。

同じく、図を重ねることで判定しますが、防災の役割では緑の基本計画より、こちらの図を用います。赤の点線で囲む区域が延焼危険度の高い地域です。この地域に立地しているのかを確認しますが、先ほどの香梅公園に、該当地域はなく、こちらの項目でも必要性は低いものと判定します。

代替性の検証では、誘致圏内の施設をカウントします。この資料では赤い丸印で統一しておりますが、開設済みの公園や児童遊園などの位置を確認し、街区公園とその他に分けて集計をしております。香梅公園の例では、誘致圏内の街区公園が 3 箇所と一定数以下であるため、その他の施設は 11 箇所ありますが、誘致圏内の施設では機能代替がなされないと判定し、設置の必要性があるものと見ます。

ここで、これらの検証から香梅公園の評価を見てみますと、必要性は低く検証の観点に該当しない、代替性は低いため検証の観点に該当することとなりますが、両方ともに該当する場合に次の検証へ進みますので、見直し対象（案）となります。

このようにして、この検証 2-1 で見直し対象（案）に振り分けたのは香梅、蓼原、靖国、富士川、石坂の 5 公園です。

次に、検証 2-2、都市基幹、風致公園、緑地です。ガイドラインの中で、公園の機能やその性格から、代替性の検証は行わないものとしております。公園や誘致圏域に、資料や図を重ねて検証を進

めておりますが、レクリエーションの役割では、こちらの図を重ねております。広域的な表示となっておりますが、オレンジ色で示す市街地の中に、公園機能を確保するエリアを赤い斜線で示しており、この地域への立地により必要性を確認します。検討対象のうち、新浜公園は区域外のため該当がなく、その他は該当することから必要性が確認されました。

続く防災の役割では、先ほど検証 2 - 1 でお示しした防災系統の資料、延焼危険度の高い地域を重ねて、立地を確認しておりますが、いずれも該当はありませんでした。

環境保全の役割です。赤い横線が鳥獣保護区にあたりますが、区域に該当する場合には、必要性があるものとします。こちらも、該当はありませんでした。

景観形成の役割です。図の要素と重複する場合には、必要性があるとしますが、いずれも該当はありませんでした。

検証 2 - 2 の評価では、これら 4 つの役割のいずれかに該当する場合、次の検証へ進むこととなりますが、全てに該当しないものは、新浜公園でした。

検証 2 - 1 と合わせ、検証 2 では 6 公園を見直し対象（案）とし、残る 17 公園が検証 3 に進みます。

検証 3 災害リスクです。公園決定区域と、その公園の持つ誘致圏域に存在するリスクを見て行きますが、こちらはハザードマップを重ねて検証しております。いずれかの区域に該当する場合は公園の立地や、避難誘導などの観点から、見直しを行う必要があると評価します。こちらが、土砂災害及び急傾斜地の崩壊にかかる警戒区域です。地形的な要因から、市街地にも細かく警戒区域が分散しております。

河川浸水想定区域です。市内の海拔の低い地域を中心に、区域が広がっております。検証では浸水深を確認し、0.5メートル以上、床上までの浸水区域があるのか、確認しております。

津波浸水想定区域です。沿岸部に想定区域が見られます。

これら、いずれかの該当を評価しますので、検証3に進んだ17公園から15公園が見直し対象（案）に振り分けられます。該当したものは、南町、四ツ家、横割、福寿、富士米の宮、天神、貫井、潤井川、弥生、舟久保、雁、吉原東、昭和放水路記念公園、海浜、砂山公園です。

検証4他の都市施設や地形地物などの状況変化です。計画公園区域の土地の現状を確認し、都市施設や宅地としての利用状況、地形などから、整備の実現性を検証しました。

実際の公園整備を考える時、区域内の施設や建物は移転され、公園として利用するための造成が行われます。都市施設では道路が多くみられましたが、整備が済み、利用がなされている都市施設や公共施設がある場合、これらの機能そのものを移転することが求められます。また、宅地化の状況として、未着手区域の50パーセント以上を占める場合には、移転交渉の難度が高く、市民への影響も大きいものがあります。よって、いずれかに該当するものは実現性が低いものと評価します。

上中公園の航空写真です。地図データには等高線などの情報がありますので、これらを重ね、地形的要因を確認し、整備に支障となる傾斜地形があるような場所は、実現性が低いものとししました。上中公園の区域に傾斜地形はありませんが、宅地化が大きく進んでいることが見て取れます。

土地利用状況について色分けをしたのがこちらです。右側の円グラフにも示しておりますが、区域の7割が住宅用地として利用され

ております。宅地化率の集計では、公益施設として提供されているところや、商業、工業用地なども含めますが、上中公園の宅地化率は 77 パーセントと、移転交渉の難度から、実現性は低いものと評価されます。

この検証 4 に、上中、一色公園の 2 つが進みましたが、いずれも評価は見直し対象（案）でした。

ここまでの検証により、現決定の維持（案）と見直し対象（案）に振り分けた結果です。見直し対象（案）の 23 公園が個別調査に進みます。

公園の位置図です。見直し対象 27 公園について、現決定の維持（案）4 公園を青色で、個別調査に進む見直し対象（案）23 公園をオレンジ色で示しています。

3 個別調査を踏まえた見直しの方向性です。

個別調査の目的です。見直し対象（案）23 公園について、整備の必要性、実現性、全市的な公園の配置影響を精査し、見直しの方向性、変更とするのか、廃止とするのかを定めます。これらの確認項目として、①から⑧と総括的な項目を設定しました。手法については先の検証と方向性を合わせ、地図やエリアのデータを重ねたり、区域内の対象物の分析集計により進めております。これらのプロセスや結果については、静岡県都市計画課などとの協議の中で確認を重ねてまいりましたが、ガイドラインの視点や 4 つの検証を基調とし、更に個別の詳細調査を進めております。

①整備状況では、現状の整備率を確認しました。開設区域のある公園とは、未完成ではありますが、検討に基づき事業着手がなされたものであることから、変更候補（案）への振り分けを行いました。23 公園のうち 7 公園が該当します。

次からは、必要性の評価です。

②将来計画です。都市計画に定めた公園の検証であるため、都市の将来像を示す都市計画マスタープランの具現化に資する立地適正化計画にて設定する、都市機能や居住を誘導する区域に重ね、この区域内にあるものは必要性が高いものとして評価しました。

③代替施設の有無です。前段の検証2では公園などを対象としましたが、学校や避難所などのオープンスペースにまで視点を広げて、施設の有無を評価しました。

④公園区域の被災リスクです。検証3の誘致圏から、計画区域内に焦点を絞り、危険区域を重ねて評価しました。

⑤周辺地域の防災減災への寄与です。先ほどの被災リスクとは相反する視点ですが、地形的に、容易に公園内に水を集めることができれば、公園が存在することで周辺の水害が軽減する、また、空地（くうち）の少ない地区であれば、公園というオープンスペースが存在することで延焼を食い止めることができる、このような地形的要因にあるのかを、評価しました。

⑥既存緑地の保全です。区域内にある緑について確認し、公園の設置なしには残すことができないものか、また、公園を設置して新たな緑を確保すべきものかを評価しました。例えば、区域内にある神社の境内であったり、河川、海岸に近いところで保全区域であれば、緑が担保される可能性が高いことから、公園を設置する必要性は低く評価されます。

次は、⑦公園整備の実現性の評価です。

区域内の都市施設を確認し、これらの廃止、移転などによる影響を評価しました。検証4では施設の有無を見ておりますが、ここでは周辺の状況などを確認し、その影響について評価します。また、土地利用の分析から、用地取得や移転などの難しさを事業費に置き換え、評価しました。

①から⑦までの検証により、廃止候補（案）に進んできた公園です。①の整備状況確認を経ていることから、これら公園は全て未着手都市計画公園です。この16の公園について、⑧で全市的な配置を見て行きます。

最後に、総括として、特に考慮すべき事項の有無を確認します。

⑧の全市的な配置です。都市計画公園と、都市公園の一定規模以上を重ね、配置バランスを評価しました。都市公園による誘致圏を灰色で、①による未完成7公園を青い丸で、未着手のうち最終的に変更候補（案）に振り分けた8公園を緑の丸で、廃止候補（案）8公園を赤い点線の丸で表示しております。

既存の都市計画においても、公園の誘致圏には空白が生じますが、それぞれの誘致圏域や、立地適正化計画による誘導区域などを重ねることで、検討をしました。なお、変更候補、緑の丸のうち、3つの公園は、総括的な調査により廃止から変更としております。

個別調査の結果を、主な理由ごとに分けた、変更候補（案）15公園です。部分的な開設済み区域のあるものが、南町、横割、富士米の宮、上中、雁、新浜、砂山の7公園です。

配置や誘致圏の確認によるものが、天神、潤井川、一色、靖国、石坂の5公園です。

海浜公園は、一部開設されている砂山公園に隣接するため、一体性を考慮し、総括にて変更としました。

昭和放水路記念公園は、放水路や地区内施設の完成などを記念するものとして計画されており、更なる調査が必要として、総括にて変更としました。

四ツ家公園は、都市計画道路と合わせた公園の計画変更を行った際、将来的な交通量の変化に対する住環境保全の役割を担うものである、との意見をいただいております。隣接する都市計画道路と接続する、富士川かりがね橋がこの3月に開通しておりますが、時間

みどりの課
村上主幹

をかけて影響確認をしながら判断する必要がありますので、こちら
も総括にて変更としました。

次に廃止候補（案）として、優先して進めるものとした8つの公
園です。

香梅、福寿、弥生、富士川公園では、災害のリスクと周辺施設の
誘致圏重複を主な理由としております。

蓼原公園、吉原東公園では、災害のリスクと居住誘導区域外に立
地していることが主な理由です。

貫井公園、舟久保公園では、区域内に公共施設があり、実現性の
低さが主な理由です。

廃止候補（案）8公園の配置です。それぞれの状況を航空写真で
見て行きます。

はじめに香梅公園です。防災やレクリエーション機能を代替する
小学校、中学校が近くにあり、開設済みの港公園の誘致圏と重なり
ます。また、区域内の宅地化率は65パーセントです。

福寿公園、富士川公園です。いずれも都市計画に定める居住誘導
区域の外に配置されており、右手の福寿公園では、宅地化率が78パ
ーセントです。また、富士川公園は一級河川、富士川の河川内に位
置しております。浸水想定の水深が深く、防災、減災に寄与する可
能性は低いものがあります。

弥生公園です。機能代替する中学校が近く、周辺に開設済みの公
園が多く配置されております。宅地化率は96パーセントですが、
その多くが神社地となっております。

蓼原公園です。居住誘導区域外であり、浸水した場合の水深も深
く、被災リスクは高いものがあります。宅地化率は66パーセント
です。

みどりの課
村上主幹

吉原東公園です。こちらも居住誘導区域外であり、被災リスクが高く、防災に寄与する可能性は低いものがあります。

貫井公園です。居住誘導区域外で被災リスクも高いものがあります。宅地化率が83パーセントで、区域内には水道施設があるため、実現性は低いものがあります。

舟久保公園です。こちらは区域内に中学校があり、移転などの難しさから、実現性は低いものがあります。宅地化率は59パーセントです。

検証結果のまとめです。今回の見直し検証を経て、優先して廃止を進める候補の案、8公園を選定しました。

4 今後の進め方です。

見直しの進捗です。ガイドラインに沿って検証を行い、個別調査では、評価の視点や項目から、選定に至る過程と結果について、富士土木事務所の都市計画課を経て、県の都市計画課との下協議までを済ませ、現時点と示したところまで進めてまいりました。

ここまで、検証による振り分けの説明をしてまいりましたが、それぞれの公園についての進め方です。

まず、現決定の維持（案）とした公園です。4つの公園が該当しますが、現在の状況について確認をしました。いずれも事業化されており、また継続的に工事や設計が進んでおりますので、見直しの方向性（案）としては、現決定を維持することとします。

次に、変更候補（案）とした15の公園です。これらは整備状況、土地利用や立地、周辺状況など、選定要因が多岐にわたります。そのため、方向性を見定めていくには、更なる調査や地元などとの連携、周辺や誘致の効用を発揮する区域の公園整備進捗など、時間的な変化要素も加えながら、検討を進める必要があります。

みどりの課
村上主幹

よって、現段階では個別の公園や事業ごとに進めるものとして、変更候補（案）を継続するものとします。

残る廃止候補（案）の8公園ですが、検証の結果から、まず優先して進めるべきものとし、現在、意向調査を進めております。公園の計画区域に土地をお持ちの方を対象とし、無記名ではありませんが、廃止の賛否を伺っております。

本日は、上段の振り分けまでを中間報告とさせていただきましたが、この意向調査の結果を加えて、今後、見直しの方向性（案）を決定します。その後は廃止候補（案）を優先して進めるため、令和6年度には各地区や市全体での住民説明会を開催しながら、都市計画法に基づく手続きに進んでいきます。そして、令和7年度の都市計画審議会において、都市計画の変更につき、ご審議いただけるよう進捗を図る考えでおります。

私からの説明は以上となります。

大山会長

ありがとうございました。

複雑な内容だとは思いますが、2段階の手順を踏み、その必要性の最も低い公園を8公園抽出をしたということです。15公園については、今後、必要に応じて調査をしていくということです。現在、この8公園を、廃止の方向で検討していて、地域住民の意向調査等を進めている段階ですということです。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

はい、笠井委員、お願いします。

笠井委員

都市計画公園の廃止について、細かい検証をしていただいたと思います。廃止候補の公園については、これから住民説明会や意向調

笠井委員 査をしていくという話でしたが、今日までに、地域住民に対して意見聴取したということはありませんでしょうか。

大山会長 この点についていかがでしょうか。

みどりの課 検証過程においては、地区からの廃止の要望が挙がっているかどうかということも確認をさせていただきました。およそ10年ほど遡って確認をさせていただきましたが、都市計画公園設置の要望は、特には無いというところまで確認しております。

笠井委員 廃止の候補に挙がってる中で、80パーセント以上、70パーセント以上と、かなり住宅化が進んでいて、私の自宅周辺にも貫井公園の予定地があります。このような場所は、土地の値段が若干下がってしまったり、売買するときに説明が複雑になったりと、将来的に本当に公園になるのかどうかや、事業化の際には立ち退かなければいけないのか等の不安があり、事業化の可能性のないところは都市計画から外して良いと思います。住民の方で、やはり近くに公園が欲しいという意見あるとは思いますが、住民への意見聴取をして進めていただきたいと思います。

残りの変更候補の公園ですが、事業化の可能性のある公園については、これからも計画を進めていく方向なのかということをお聞かせください。

大山会長 これについていかがでしょうか。

みどりの課 今回の見直しの中で、変更候補（案）に振り分けていますが、手続きの都合もありまして、今回の検証は、まず優先的に8公園を進めようと考えています。先ほど、委員が仰ったように、土地や建物への制限が軽減されることが、一番のメリットになると考えており

みどりの課
村上主幹

ます。その他の公園につきましても、提起された内容や周辺の状況などを考慮しながら、可能な限り早く手続きを進めていきたいと思っています。

笠井委員

公園を作ることもいいですが、緑化や木の伐採、手入れのための費用が、年間で何億円もかかっていると思います。これから人口減少時代になるにあたり、今ある公園だけでも維持管理が大変な上、これから新しい公園を作りますという話がありましたが、維持にかかる費用も考慮しながら、計画を進めていただきたいと思っています。

大山会長

今回は、優先順位の高い廃止候補8公園で、その他にも、まだ変更候補の15公園が残っていますが、それらの公園を積極的に整備を進めるということではなく、将来的には廃止の方向で検討を進めていく、ということです。おそらく40年近く公園用地に指定されていて、建物建て替え等が思うようにできない状況もあると思います。できるだけ早めに検討いただければと思います。

また、地権者の意見も確かにそうですが、市民ニーズの把握も必要だというご意見もありました。こちらについても、ぜひ検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

藤田委員、お願いします。

藤田委員

会長から廃止を進める方向でという話でしたが、計画規模等の見直しという話ではないのでしょうか。

大山会長

廃止だけということだと少し言い過ぎだったかもしれません。

ただ、確認したいので事務局からご説明をお願いします。

みどりの課
本岡

会長よりお話がありました変更についてですが、廃止という可能性もありますが、基本は、変更に重きを置いた中で判断していくと考えています。その結果、やはり廃止という決断もあり得るという見解です。

大山会長

今後、廃止候補（案）の8公園については、住民説明会等を進め、次の審議会で報告があった後、諮問があるということです。

他に、いかがでしょうか。

以上をもちまして、本日の審議案件及び報告案件は終了となります。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

事務局

ありがとうございました。

次第5、その他といたしまして、来年度の都市計画審議会についてご案内申し上げます。令和6年度は、第1回目の審議会を令和6年8月23日金曜日に開催を予定しております。開催通知等につきましては、改めてご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回富士市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。

(午後3時 閉会)